

平成 19 年 4 月 2 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行  
取締役頭取 渡邊 孝夫

次世代育成支援のための両立支援制度の拡充について

当行では、CSR の一環として、職員の仕事と育児の両立をより一層推進するため、このたび「育児休業期間の延長」ならびに「短時間勤務制度の新設」等、両立支援制度を拡充することとなりましたのでお知らせします。

本件は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき当行が策定した「一般事業主行動計画」の目標に掲げる取り組みの一つです。

当行はこれからも、企業の立場から少子化の問題に真剣に取り組み、次世代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境整備に努めてまいります。

制度概要は下記のとおりです。

記

1. 育児休業制度の改正内容

(1) 育児休業期間の延長

子が 3 歳に達するまで延長 (現行：原則、子が 1 歳に達するまで)

(2) 短時間勤務制度の新設

【対象者】 小学校就学前までの子を養育する職員

【労働時間】 1 日の所定労働時間 6 時間 (通常：7 時間 30 分)

2. 実施日

平成 19 年 4 月 1 日

以上

◆ 本件に関するお問い合わせ

西京銀行人事部 (担当：松村、丸山)

TEL 0834-22-7654